

診療材料等の新規採用（追加・切替）手続きの流れ

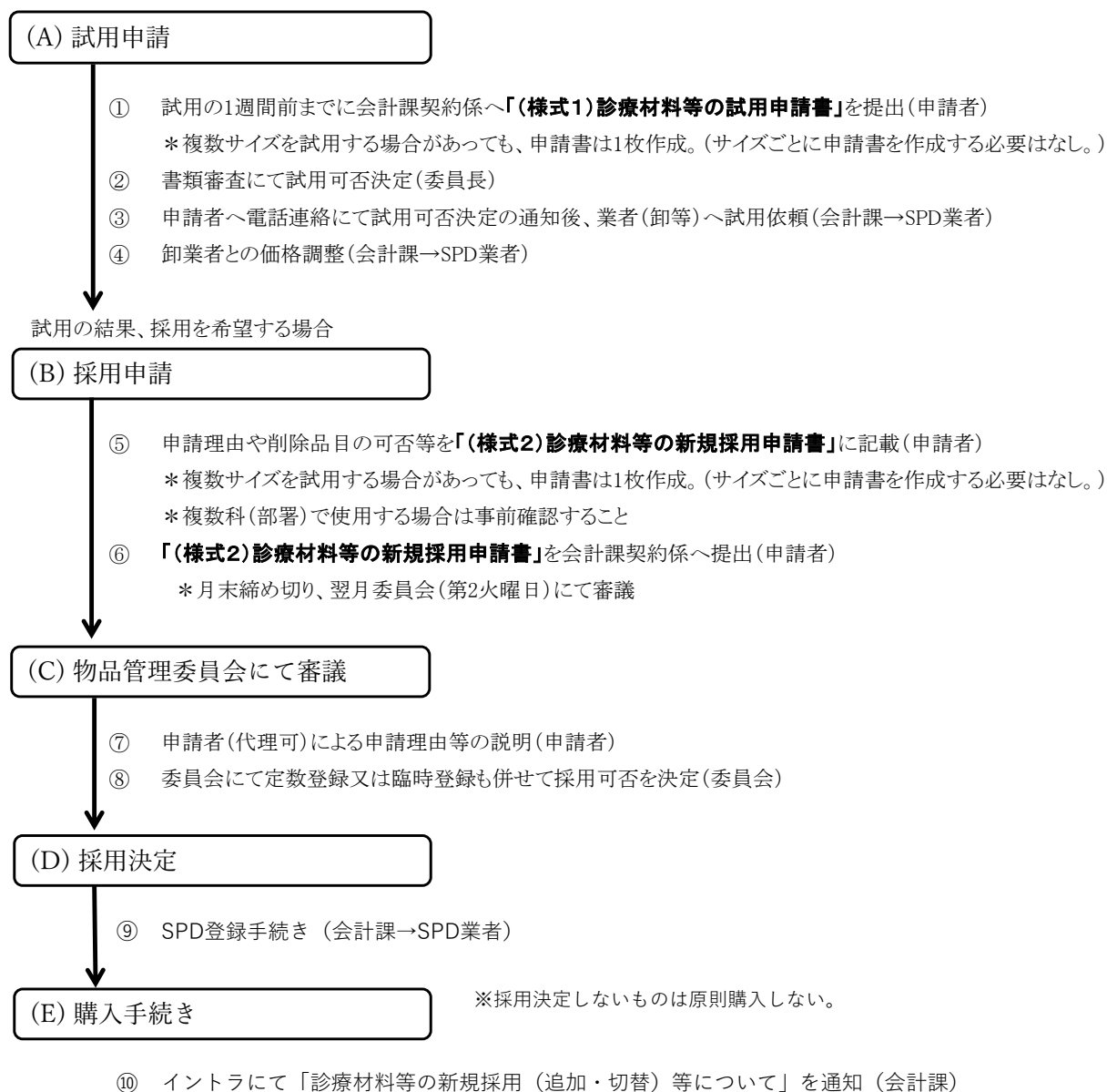
1 考え方

- 切替（一増一減）を原則とし、安価品への切り替えに努めること。
- 新規品を追加しようとする場合、複数の試用を考慮すること。

2 対象

- 診療材料等。ただし、既存採用品の規格・サイズ違いは手続き不要。（試用申請、採用申請不要。）

3 流れ（原則）



4 緊急品等の対応の流れ（試用手続の省略）

- 下記に該当する事由については、試用手続（「(様式1)診療材料等の試用申請書」の提出）を省略することができるものとし、申請する際は、事前に（緊急使用や持ち込みの場合で単回使用の場合、事後提出可）「(様式3)診療材料等の新規採用申請書【緊急等】」を提出すること。
 - (ア) 緊急使用 … 緊急のためやむを得ず取り寄せたもの。（概ね単回使用に限る）
 - (イ) 機器専用 … 医療機器専用品で、他メーカー等の代替がないもの。
 - (ウ) 持ち込み … 患者によって適用材料が変わる等の理由により、メーカー等が都度持ち込むもの。（概ね単回使用に限る）
 - (エ) その他 … 他施設にて使用経験があるもの。